

報 道 資 料

平成 2 2 年 4 月 3 0 日
総 務 部 総 務 課
水島、山根（内線 2343、2344）

奈良県情報公開審査会の第 1 2 7 号答申について

行政文書の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問第 1 3 5 号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申 日：平成 2 2 年 4 月 2 8 日
- ◎ 実 施 機 関：総務部総務課
- ◎ 対象行政文書：宗教法人〇〇〇に係る代表役員名簿（平成 2 1 年 4 月 2 0 日に提出されたもの）、責任役員名簿（平成 2 1 年 4 月 2 0 日に提出されたもの）、総代その他の役員名簿（平成 2 1 年 4 月 2 0 日に提出されたもの）、決算報告書（貸借対照表、収支計算書、正味財産増減計算表、収支予算書、補助科目残高一覧表）（自 平成 1 8 年 4 月 1 日 至 平成 1 9 年 3 月 3 1 日）、財産目録、議事に関する書類、事務処理簿、境内建物に関する書類、事業に関する書類、規則及び認証書
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決 定：一部開示決定
 - 不 開 示 部 分：別紙のとおり
 - 不 開 示 理 由：別紙のとおり
- ◎ **審 査 会 の 結 論：実施機関は、不開示とした情報のうち、次の情報を開示すべきである。**
 - ア 貸借対照表のうち表外の 3 行**
 - イ 収支計算書のうち 1 枚目の表外の 3 行**
- ◎ 判 断 理 由：
 - 本件行政文書の性格について

本件行政文書は、宗教法人法（以下「法」という。）第 2 5 条第 4 項の規定により、所轄庁である実施機関に提出された事務所備付け書類の写しである。

同条第 3 項の規定によると、事務所備付け書類に対する閲覧請求権者は「信者その他の利害関係人」であり、さらに、事務所備付け書類を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者から請求があったときは、これを閲覧させなければならないとされている。

同条第 5 項では、所轄庁は、同条第 4 項の規定により宗教法人から提出された事務所備付け書類の写しを取り扱う場合においては、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならないと規定している。

また、処理基準においては、「事務の処理に当たっては、この基準によることとするとともに、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意の上、遺漏のないようお願いします。」とされ、法第 2 5 条第 4 項の規定により宗教法人から提出された書類の開示請求があった場合の取扱いについては「登記事項等の公知の事項を除き、原則として不開示の取扱いとすること。」とされている。

以上のことから、宗教法人については、社会的責任の大きさや公共的性格は認められるものの、本件行政文書の開示に当たっては、法及び処理基準の趣旨を考慮し、開示による信教の自由を害するおそれの有無について慎重に判断し行うべきであると解される。

○ 代表役員名簿、責任役員名簿及び総代その他の役員名簿について

実施機関は、代表役員名簿中のふりがな、生年月日及び備考並びに責任役員名簿中のふりがな、氏名、生年月日、住所、就任年月日及び退任年月日並びに総代その他の役員名簿中のふりがな、氏名、生年月日、住所、就任年月日及び退任年月日については、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号に該当するとして不開示としているので、以下検討する。

(1) 条例第7条第2号本文について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示とする旨規定している。

すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

代表役員名簿中のふりがな、生年月日及び備考並びに責任役員名簿中のふりがな、氏名、生年月日、住所、就任年月日及び退任年月日並びに総代その他の役員名簿中のふりがな、氏名、生年月日、住所、就任年月日及び退任年月日は、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

(2) 条例第7条第2号ただし書について

条例第7条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

代表役員名簿中のふりがな、生年月日及び備考並びに責任役員名簿中のふりがな、氏名、生年月日、住所、就任年月日及び退任年月日並びに総代その他の役員名簿中のふりがな、氏名、生年月日、住所、就任年月日及び退任年月日は、これを法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではない。また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報とはいえ、公務員等の職務遂行に関する情報でもないことから、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない情報である。

したがって、代表役員名簿中のふりがな、生年月日及び備考並びに責任役員名簿中のふりがな、氏名、生年月日、住所、就任年月日及び退任年月日並びに総代その他の役員名簿中のふりがな、氏名、生年月日、住所、就任年月日及び退任年月日は、条例第7条第2号ただし書に該当しない。

○ 決算報告書について

実施機関は、決算報告書（貸借対照表、収支計算書、正味財産増減計算表、収支予算書及び補助科目残高一覧表）は、資産の増減、預貯金等の〇〇〇の財産に係る情報であり、当該情報を公にすると、当該宗教法人の自立的な活動や運営に支障が生じ、信教の自由が害されるおそれがあることから、条例第7条第3号アに該当するとして不開示としているので、以下検討する。

条例第7条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報とする旨規定している。

決算報告書（貸借対照表、収支計算書、正味財産増減計算表、収支予算書及び補助科目残高一覧表）の情報は、財産状況や活動状況という法人の内部情報を表すものである。

事務所備付け書類の閲覧については、法第25条第3項の規定により、宗教法人に対して閲覧の請求ができる者は「信者その他の利害関係人」であって「閲覧することについて正当な利益」がある者であり、かつ、「その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者」に限定されている。所轄庁

である実施機関は、同条第4項の規定により宗教法人から提出を受けた書類を取り扱う場合においては、同条第5項の規定により、「宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない」とこととされている。また、都道府県の情報公開条例等に基づき開示請求があった場合の取扱いに関し、地方自治法第245条の9第1項の規定に基づく法定受託事務の処理基準が定められており、これによると、「当該情報の開示により当該宗教法人及びその関係者の信教の自由が害されるおそれがあることから、登記事項等の公知の事項を除き、原則として不開示の取扱いとすること」とされている。

以上のことから、宗教法人の決算報告書（貸借対照表、収支計算書、正味財産増減計算表、収支予算書及び補助科目残高一覧表）の情報を開示すると、当該宗教法人及びその関係者の信教の自由が害されるおそれが生ずることは否定できず、当該情報は、公にすることにより、当該宗教法人の正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

ただし、貸借対照表のうち表外の3行及び収支計算書のうち1枚目の表外の3行については、当該宗教法人が作成した貸借対照表又は収支計算書であることを明らかにする趣旨の記載であり、それ以外の内容を示すものではないことから、これを開示しても当該宗教法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、貸借対照表のうち表外の3行及び収支計算書のうち1枚目の表外の3行に記載されている情報は不開示情報に該当しないが、これ以外の貸借対照表及び収支計算書の情報は条例第7条第3号アに該当すると認められる。

また、実施機関は、処理基準に基づき、宗教法人の貸借対照表及び収支計算書の情報は条例第7条第1号に該当すると説明しているが、貸借対照表及び収支計算書の写しは、法第25条第4項の規定により、宗教法人が所轄庁である実施機関に提出しなければならないこととされており、貸借対照表及び収支計算書が存在することは既に公に知られているものと認められるので、当該宗教法人が作成した貸借対照表又は収支計算書であることのみを示す記載の部分を開示したとしても、「登記事項等の公知の事項を除き、原則として不開示の取扱いとすること」とする処理基準に反するものではない。

○ 行政文書の不存在について

実施機関は、財産目録、議事に関する書類、事務処理簿、境内建物に関する書類、事業に関する書類、規則及び認証書は作成又は取得をしていないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

(1) 財産目録について

財産目録は、法第25条第2項第3号の規定により、宗教法人の事務所に備え、同条第4項の規定により、その写しを所轄庁に提出しなければならない書類である。

実施機関に確認したところ、本件決定後、〇〇〇は、財産目録を提出しているとのことである。当審査会で〇〇〇から提出された当該財産目録を見分したところ、当該財産目録が実施機関に提出されたのは、本件決定の後であることを確認した。

したがって、本件決定時点において当該行政文書が存在しなかったとする実施機関の説明は、結論において是認できると判断する。

なお、宗教法人が法に基づき所轄庁に対して提出する義務のある書類が提出期限に提出されていないときは、所轄庁である実施機関は、速やかに当該宗教法人から提出を受けるよう努めるべきである。

(2) 境内建物に関する書類について

境内建物に関する書類は、それを宗教法人が作成している場合は、法第25条第2項第4号の規定により宗教法人の事務所に備え、同条第4項の規定によりその写しを所轄庁に提出しなければならない書類である。

実施機関に確認したところ、〇〇〇は、財産目録に記載されていない境内建物がないため作成をしていないとのことである。

したがって、当該行政文書が存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

(3) 事業に関する書類について

事業に関する書類は、宗教法人が公益事業その他の事業を行う場合は、法第25条第2項第6号の規定により宗教法人の事務所に備え、同条第4項の規定によりその写しを所轄庁に提出しなければならない書類である。

実施機関に確認したところ、〇〇〇は、公益事業その他の事業を行っていないとのことである。

したがって、当該行政文書が存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

なお、規則に記載された「信者宿泊事業」は、既に廃止されている。

(4) 議事に関する書類について

議事に関する書類は、法第25条第2項第5号の規定により、宗教法人の事務所に備えなければならない書類であるが、宗教法人がその写しを所轄庁に提出する義務はない。

実施機関の説明によると、議事に関する書類は法第13条に基づく規則の認証の申請や法第27条に基づく規則の変更の認証の申請の際に添付されており、昭和32年に申請された宗教法人規則変更認証申請書に添付された議事録が存在したので、異議申立人に対し、任意開示回答書により当該議事録の一部の開示をしているが、当該議事録以外に議事に関する書類は存在しないとのことである。

したがって、当該行政文書が存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

(5) 事務処理簿について

事務処理簿は、法第25条第2項第5号の規定により、宗教法人の事務所に備えなければならない書類であるが、その写しを所轄庁に提出する義務はない。

実施機関の説明によると、事務処理簿は所轄庁に提出されていないので、当該文書は存在しないとのことである。

したがって、当該行政文書が存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

(6) 規則について

規則は、法第25条第2項第1号の規定により、宗教法人の事務所に備えなければならない書類であるが、その写しを所轄庁に提出する義務はない。

しかし、宗教法人を設立しようとするときは、法第13条の規定により、規則を所轄庁に提出しなければならないが、また、宗教法人が、規則を変更しようとするときは、法第27条の規定により、変更しようとする事項を示す書類を所轄庁に提出することとされている。

実施機関の説明によると、昭和27年に申請された宗教法人規則認証申請書に添付された規則及び昭和32年に申請された宗教法人規則変更認証申請書に添付された規則変更事項明細書が存在したので、異議申立人に対し、任意開示回答書により当該規則及び規則変更事項明細書の一部の開示をしているが、当該規則及び規則変更事項明細書以外に規則は存在しないとのことである。

したがって、当該行政文書が存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

(7) 認証書について

認証書は、法第25条第2項第1号の規定により、宗教法人の事務所に備えなければならない書類であるが、その写しを所轄庁に提出する義務はない。

しかし、認証書は、法第14条の規定により規則を認証する旨の決定をしたとき及び法第28条の規定により規則の変更の認証をする旨の決定をしたときに、所轄庁から申請者に対し交付することとされている。

したがって、当該行政文書が存在しないとする実施機関の説明は是認できると判断する。

なお、実施機関の説明によると、昭和27年に申請された宗教法人規則認証申請書及び昭和32年に申請された宗教法人規則変更認証申請書が存在したので、異議申立人に対し、任意開示回答書によりこれらの申請書の一部の開示をしているが、当該申請書以外に文書は存在しないとのことである。

2 事案の経緯

(1) 開示請求	平成21年	4月10日		
(2) 決定	平成21年	4月24日	付けで一部開示決定	
(3) 異議申立て	平成21年	6月22日		
(4) 諮問	平成21年	9月28日		
(5) 経過	平成21年	12月17日	第137回審査会	審議
	平成22年	1月28日	第138回審査会	審議
	平成22年	2月24日	第139回審査会	審議
	平成22年	3月10日	第140回審査会	審議
	平成22年	4月8日	第141回審査会	審議

宗教法人〇〇〇に係る対象行政文書、その不開示部分及び不開示理由

対象行政文書	不開示部分	不開示理由	
行政文書の名称		根拠 (条例)	理由
代表役員名簿 (平成21年4月20日に提出されたもの)	ふりがな、生年月日及び備考	第7条 第1号	実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報であるため
責任役員名簿 (平成21年4月20日に提出されたもの)	ふりがな、氏名、生年月日、住所、就任年月日及び退任年月日	第7条 第2号	個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため
総代その他の役員名簿 (平成21年4月20日に提出されたもの)	ふりがな、氏名、生年月日、住所、就任年月日及び退任年月日		
決算報告書(貸借対照表、収支計算書、正味財産増減計算表、収支予算書及び補助科目残高一覧表) (自平成18年4月1日至平成19年3月31日)	すべて	第7条 第1号	実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報であるため
		第7条 第3号	当該宗教法人に関する情報であって、公にすることにより、当該宗教法人の正当な利益を害するおそれがあるため
財産目録 議事に関する書類 事務処理簿 境内建物に関する書類 事業に関する書類 規則 認証書	すべて		当該文書の作成又は取得をしていないため